

山口市借上型市営住宅建設費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市借上型市営住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、借上型市営住宅等の建設費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）その他関係法令並びに公営住宅整備事業等補助要領（平成8年8月30日建設省住備発第83号。以下「補助要領」という。）及びその他関連通達に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助要件等)

第2条 この要綱において、補助の対象となる借上型市営住宅等は、制度要綱第3条第1項の規定により事業計画の承認を申請しなければならない。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助率は、補助要領第5から第7までに規定する経費の範囲内において、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 制度要綱第3条第2項の規定により事業計画の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、建設費補助金の交付申請をすることができる。

2 承認事業者が前項の規定により建設費補助金の交付申請をするときは、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたとときは、補助金の交付を決定し、承認事業者に通知するものとする。

2 承認事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、建設費補助金の交付の決定をする場合においては、次に

掲げる事項について条件を附するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

（全体設計の承認）

第6条 承認事業者は、事業の実施が複数年度にわたるものについては、補助金の交付の対象となる事業に着手する前に、補助対象事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書を市長に提出しなければならない。なお、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、承認事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 承認事業者は、補助金交付決定後に補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 承認事業者は、補助金の交付決定後に補助金の額に変更が生じない事業内容の変更をしようとするときは、第5条第1号の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により承認を受けようとするときは、事業内容変更申請書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 第5条第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、第3条の規定に基づく補助金に係る次の各号に掲げる変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものとする。
 - (1) 団地の位置の変更
 - (2) 借上型市営住宅等の構造又は階数の変更
 - (3) 団地の形状又は借上型市営住宅等の配置若しくは間取りに関する重要な変更

(経費の配分の変更)

第8条 第5条第2号の規定により承認を受けようとするときは、経費の配分変更承認申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 第5条第3号の規定により承認を受けようとするときは、事業の中止・廃止承認書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業等が完了期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 第5条第4号の規定により報告をしようとするときは、事業の未完了報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 建設費補助金の交付決定を受けた承認事業者は、6月、9月及び12月末日現在の事業の遂行について、事業遂行状況報告書を翌月5日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 建設費補助金の交付決定を受けた承認事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日(事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して1箇月を経過した日、又は事業の完了の日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する完了実績報告書を受理したときは、報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告書に係る事業の成果が関係法令等に適合しているかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、承認事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助金は、額の確定後、承認事業者から提出する補助金交付請求書により交付する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条の補助金の額の確定通知を受けた認定事業者は、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、建設費補助金の申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに附した条件等に違反したとき。

(3) その他制度要綱に基づく規定及び当該規定に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還命令)

第16条 市長は、前条の補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(書類の様式)

第17条 補助金交付申請書等の様式は、別表第2によるものとする。

(書類の整備等)

第18条 建設費補助金の交付決定を受けた承認事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に行った山口市借上型市営住宅建設費補助金交付要綱に基づき借上げた住宅は、この要綱の相当規定により行ったものとして、この要綱を適用する。